

I. お一エネガスの供給条件における重要事項

1. 需給契約のお申込み

- (1) お客様が新たにガスの需給契約を希望される場合は、あらかじめ Revalue 株式会社（以下、「当社」といいます）が定める【お一エネガス需給約款】および【料金表】を承諾のうえ、当社指定の申込書またはインターネットの当社ウェブサイトにてお申込みをいただきます。ただし、軽易なものについては、口頭、電話等によるお申込みを受け付けることがあります。
- (2) お客様は、ガスの需給契約のお申込みについて、次の事項を承諾のうえ、お申込みをしていただきます。なお、当社が必要とする場合は、お客様に承諾書等を提出していただくことがあります。
 - ・お客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者（以下「当該一般ガス導管事業者」といいます）が定める託送供給約款（以下「託送約款等」といいます。）に定める需要家等に関する事項を遵守すること
 - ・ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギー株式会社（以下「ミツウロコグリーンエネルギー」）が法令に基づき実施した消費機器調査の結果等について、当該一般ガス導管事業者へ調査後遅滞なく提供すること
 - ・法令に定める直近のガス機器調査の結果等、需給契約の締結に必要な事項について、当該一般ガス導管事業者から当社へ提供すること

2. 加入要件、契約の成立、解約

- (1) 需給契約は、お客様からのお申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) お客様または当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、同一条件で継続されるものといたします。
- (3) お申込みにともなう不利益事項

契約先を、他社から当社へ変更するにあたり、下記のような不利益事項が発生する場合がございますのでご注意ください。

- ・現在のガス需給契約を解約すると現在お客様がご契約されている会社の料金プランで再度ご契約することができなくなる可能性があります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、現在お客様がご契約されている会社から、解約違約金等を請求される可能性があります。
- ・現在のガス需給契約においてポイント等の特典がある場合には解約にともない当該特典が失効する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において附帯サービス等をご契約されている場合には解約にともない当該附帯サービス等が消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約において継続利用期間に応じた割引を受けている場合には解約にともない、継続利用期間が消滅する可能性があります。
- ・現在のガス需給契約を解約することにより、解約までの供給期間中におけるガスの使用量や請求金額等のご利用情報を照会できなくなる可能性があります。

3. 請求金額の計算方法等

(1) 請求金額等のご案内

月々の料金、ご使用量、その他お客様へのご案内事項は、原則として、当社よりWEBにてお知らせいたします。

(2) 料金の計算方法

料金は、使用量に応じて、(別表)に掲げるお一エネガス料金単価表に定める供給エリアごとのA表からH表の各料金によって、基本料金にガスご使用量に応じて計算する従量料金を加えて計算します。なお、従量料金は原料価格の変動に応じて、原料費調整額を加算あるいは減算して計算します。原料費調整額の算定に使用する各月の原料費調整単価は、毎月当社のホームページでお知らせいたします。また、お客様が支払期日を経過してなお料金を支払われない場合は、当社は支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けことがあります。

- ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日の翌日から、当月の検針日までの期間といたします。なお、検針日とは、託送約款等により、当該一般ガス導管事業者が、払出地点ごとに定例検針を行うことをあらかじめ定めた日といたします。ただし、お客様がガスの使用を開始（もしくは解約）した場合は使用日数に応じて日割計算いたします。
- ・ガスご使用量は、当該一般ガス導管事業者が計量した値をもとにします。ただし、計量器の故障等によってガスご使用量等を正しく計量できなかった場合は、お客様との協議によって定めます。

(3) ガス料金の支払義務および支払期日

お客様のガス料金の支払義務は、当該一般ガス導管事業者が計量した値を当社が受領し、当社にてガス料金の請求が可能となった日に発生します。ガス料金の支払期日は、原則として、請求日の翌日から起算して30日目といたします。また他の契約(電気プランも含みます。)の料金と一緒にしてお支払いいただく場合の支払期日は、その月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。なお、この場合の電気料金の支払期日は、一緒にしてお支払いいただく料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。

(4) ガス料金の支払方法

【お一エネガスプラン/お一エネガス0-05プラン/お一エネガス0-20プランをご契約のお客さま】

- ・ガス料金は、口座振替、クレジットカード払いの2種類の方法からご選択いただけます。
- ・新たに口座振替もしくはクレジットカードでのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは請求書でのお支払いとなります。
- ・口座振替の場合は、当社が指定した回収代行会社を通じて支払っていただけます。

【お一エネガス0-03プランをご契約のお客様】

- ・ガス料金は、原則、口座振替でのお支払いとさせていただきます。当社が指定した回収代行会社を通じて支払っていただけます。
- ・新たに口座振替でのお支払いを希望された場合、手続きが完了するまでは請求書でのお支払いとなります。

(5) 各種手数料

- ・請求書の郵送を希望する場合、200円(税別)/月の手数料を申し受けます。
- ・供給の一時停止等、転出を伴わない閉栓および再開栓を希望する場合、5,000円(税別)の閉開栓手数料を申し受けます。

4. 供給ガスの熱量、圧力、燃焼性

ガス小売事業者であるミツウロコグリーンエネルギーは類別13Aのガスを供給いたしますので、13Aとされているガス機器が適合いたします。

- (1) 热量 最低熱量；44メガジュール 標準熱量；45メガジュール
- (2) 圧力 最高圧力；2.5キロパスカル 最低圧力；1.0キロパスカル
- (3) 燃焼性 供給ガスの属するガスグループ；13A
最高燃焼速度；47 最低燃焼速度；35
最高ウォッペ指数；57.8 最低ウォッペ指数；52.7

5. 当社からの申し出による需給契約の解約

- (1) お客様が、次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することができます。
- ・ガス料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・当社との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ・当社が定める【お一エネガス需給約款】および【料金表】の供給条件によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、その他【お一エネガス需給約款】から生ずる金銭債務をいいます）を支払われない場合
- (2) お客様が次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めていただけない場合には、需給契約を解約することができます。
- ・お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ・当社が定める【お一エネガス需給約款】および【料金表】の内容に反した場合
- (3) 需給契約を解約させていただく場合には、あらかじめ解約日をお伝えいたします。
- (4) (1) (2) により、当社が需給契約を解約する場合は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます）を行います。

6. 需給契約消滅後の関係

お客様は、当該一般ガス導管事業者が、需給契約の消滅後、ガスマーター等、当該一般ガス導管事業者所有の供給施設を、設置場所のお客さまの承諾をえて、引き続き置かせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。

7. 需要場所への立入りによる業務の実施

お客様は、当社、ミツウロコグリーンエネルギー（委託先を含む）または当該一般ガス導管事業者が、次の業務を実施するため、お客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて、承諾するものといたします。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 閉栓および開栓のための作業
- (2) 危険発生防止周知および消費機器調査のための業務
- (3) 需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務
- (4) 当該一般ガス導管事業者が実施する託送約款等に定める業務
- (5) その他保安上必要な業務

8. 保安に対するお客様の協力

お客様は、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客様は、ガス漏れを感じたときは、ただちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。この場合には、当該一般ガス導管事業者は、ただちに適当な処置をとります。
- (2) ガスの供給または使用が中断された場合、当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者がお知らせする方法により、中断解除のために、お客様にマイコンメーターの復帰操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、(1)の場合に準じて当該一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客様は、10(供給施設等の保安責任(3))のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設またはガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、当社またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。
- (6) お客様は、当該一般ガス導管事業者が設置したガスマーター等については、検針および検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 当該一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。

9. 供給の制限等

- (1) 当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止させていただくことがあります。
 - ・託送約款等に定める託送供給の制限、停止もしくは中止の事由に該当する場合（当該一般ガス導管事業者が託送約款等に定める業務を実施するための需要場所への立入り等お客様が正当な理由なく拒む場合等）
 - ・災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - ・ガス工作物に故障が生じた場合
 - ・ガス工作物の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - ・法令の規定による場合
 - ・ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - ・その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社、ミツウロコグリーンエネルギーまたは当該一般ガス導管事業者は、あらかじめその旨を広告その他適切な方法によってお客様にお知らせすることができます。

10. 供給施設等の保安責任

お客様は、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) 内管およびガス栓等、託送約款等に定めるところによりお客様の資産となるお客様等が所有または占有する土地と道路との境界よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、当該一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害を受けられたときは、当該一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。

- (3) 当該一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査します。なお、当該一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。
- (4) 当該一般ガス導管事業者の責めとならない理由によりお客さまが損害を受けた時は、当該一般ガス導管事業者はその責めを負いません。

11. 周知および調査業務

- (1) ミツウロコグリーンエネルギーは、お客さまに対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信等を通じてお客さまの閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- (2) ミツウロコグリーンエネルギーはガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていないふろがま、湯沸器等のガス機器について、お客さまの承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、ミツウロコグリーンエネルギーは、そのお客さまにガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせします。
- (3) ミツウロコグリーンエネルギーは、(2) の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

12. お客さまの責任

お客さまは、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、当該一般ガス導管事業者の指定する場所に当該一般ガス導管事業が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客さまの所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものといたします。）をお客さまに負担していただきます。
- (2) お客さまは、昇圧供給装置を使用する場合には、託送約款等に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- (3) お客さまは、ガス事業法第62条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
- ・お客さまは、当該一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - ・仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客さまは、保安業務に協力しなければならないこと
 - ・改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客さまが保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

13. 供給施設等の検査

お客さまは、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものといたします。

- (1) お客さまは、当社またはミツウロコグリーンエネルギーを通じて、当該一般ガス導管事業者にガスマーター等の計量の検査を請求することができます。この場合、検査料はお客さまの負担といたします。ただし、検査の結果、ガスマーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は当該一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客さまは、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客さまのために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を当該一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客さまの負担といたします。

14. ガス事故の報告

お客さまは、消費段階における事故が発生し、当該一般ガス導管事業者が緊急対応した場合には、当該一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社およびミツウロコグリーンエネルギーに提供することについて、承諾するものといたします。

15. 供給方法および工事

当該一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客さまがガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

16. 工事費負担金等相当額の申受け等

当社は、当該一般ガス導管事業者からお客さまへのガスの供給に係る工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額の請求を受けた場合、請求を受けた金額に相当する金額を、原則として、当該一般ガス導管事業者の工事着手前に申し受けます。

17. その他

- ・上記に記載のない事項の取扱いは、当社が定める[お一エネガス需給約款]および[料金表]の供給条件によります。
- ・当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、[お一エネガス需給約款]および[料金表]の料金プランの供給条件の内容を変更することができます。その場合、一定期間当社のホームページに掲載することで、お知らせするものとし、関係法令等においては許容される限りにおいて、お客さまへの変更に関する書面の交付は省略するものといたします。
- ・[お一エネガス需給約款]および[料金表]の料金プランの供給条件の内容は、当社のホームページで確認することができます。
- ・当社またはお客さまが需給契約内容を変更または更新する場合、原則として、書面の交付、インターネット上の開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、変更または更新後の需給契約内容のみをお知らせいたします。なお、変更とならないその他の事項については、お知らせを省略する場合があります。

18. 各種お手続き、お問い合わせ

契約のお手続き、解約、その他ご不明・お困りの点、お問い合わせは、各種お手続き・お問い合わせ先までご連絡ください。なお、ガス小売事業者の変更にともない需給契約を解約する場合は、当該一般ガス導管事業者への託送契約のお申込みが必要となるためお早めにお申込みください。

各種お手続き・お問い合わせ

◆ ご契約内容やお手続きに関するお問い合わせ

Revalue 株式会社

電話番号：03-6822-4631

取次事業者

会社名：Revalue 株式会社

●お客様の個人情報は、ガス事業をはじめとする当社の定款記載の事業において、契約の締結・履行、アフターサービス、設備等の保守・保全、アンケートの実施、商品・サービスの改善・開発、商品・サービスに関する広告・宣伝物の送付・勧誘・販売、関係法令により必要とされている業務その他これらに付随する業務を行うために必要な範囲内で利用させていただきます。q

ガス小売事業者

会社名：ミツウロコグリーンエネルギー株式会社

本社所在地：〒103-0027

東京都中央区日本橋 2 丁目 11 番 2 号

ガス小売事業者登録番号：A0080

〔03-6758-6311 受付時間帯：9:00～17:00

（土・日・休祝日、年末年始を除く）〕

(別 表)

お一エネガス料金単価表

◆大阪ガス供給エリア

(1) お一エネガスプラン (2026年1月31日を以て新規受付を停止しております)

(消費税込)

| ガス料金表 | 1ヶ月のガスご使用量 | 基本料金(円/月) | 従量料金(円/m ³) |
|-------|--|-----------|-------------------------|
| A表 | 0m ³ から 20m ³ まで | 736.23 | 169.57 |
| B表 | 20m ³ をこえ 50m ³ まで | 1,323.87 | 140.19 |
| C表 | 50m ³ をこえ 100m ³ まで | 1,586.67 | 134.94 |
| D表 | 100m ³ をこえ 200m ³ まで | 2,012.48 | 130.68 |
| E表 | 200m ³ をこえ 350m ³ まで | 3,401.56 | 123.73 |
| F表 | 350m ³ をこえ 500m ³ まで | 3,719.68 | 122.82 |
| G表 | 500m ³ をこえ 1,000m ³ まで | 6,772.49 | 116.72 |
| H表 | 1000 m ³ をこえる場合 | 7,088.63 | 116.40 |

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPの「お知らせ」にて掲載をしております。)

(2) お一エネガス 0-05 プラン (2026年1月31日を以て新規受付を停止しております)

(消費税込)

| ガス料金表 | 1ヶ月のガスご使用量 | 基本料金(円/月) | 従量料金(円/m ³) |
|-------|--|-----------|-------------------------|
| A表 | 0m ³ から 20m ³ まで | 721.05 | 166.08 |
| B表 | 20m ³ をこえ 50m ³ まで | 1,296.57 | 137.30 |
| C表 | 50m ³ をこえ 100m ³ まで | 1,553.95 | 132.15 |
| D表 | 100m ³ をこえ 200m ³ まで | 1,970.99 | 127.98 |
| E表 | 200m ³ をこえ 350m ³ まで | 3,331.42 | 121.18 |
| F表 | 350m ³ をこえ 500m ³ まで | 3,642.99 | 120.29 |
| G表 | 500m ³ をこえ 1,000m ³ まで | 6,632.85 | 114.31 |
| H表 | 1000 m ³ をこえる場合 | 6,942.48 | 114.00 |

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPの「お知らせ」にて掲載をしております。)

(3) お一エネガス 0-20 プラン (2026年1月31日を以て新規受付を停止しております)

(消費税込)

| ガス料金表 | 1ヶ月のガスご使用量 | 基本料金(円/月) | 従量料金(円/m ³) |
|-------|--|-----------|-------------------------|
| A表 | 0m ³ から 20m ³ まで | 607.20 | 139.85 |
| B表 | 20m ³ をこえ 50m ³ まで | 1,091.85 | 115.62 |
| C表 | 50m ³ をこえ 100m ³ まで | 1,308.59 | 111.28 |
| D表 | 100m ³ をこえ 200m ³ まで | 1,659.78 | 107.77 |
| E表 | 200m ³ をこえ 350m ³ まで | 2,805.40 | 102.04 |
| F表 | 350m ³ をこえ 500m ³ まで | 3,067.78 | 101.30 |
| G表 | 500m ³ をこえ 1,000m ³ まで | 5,585.55 | 96.26 |
| H表 | 1000 m ³ をこえる場合 | 5,846.30 | 96.00 |

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPの「お知らせ」にて掲載をしております。)

(4) お一エネガス 0-03 プラン

(消費税込)

| ガス料金表 | 1ヶ月のガスご使用量 | 基本料金(円/月) | 従量料金(円/m ³) |
|-------|--|-----------|-------------------------|
| A表 | 0m ³ から 20m ³ まで | 736.23 | 169.56 |
| B表 | 20m ³ をこえ 50m ³ まで | 1,323.86 | 140.18 |
| C表 | 50m ³ をこえ 100m ³ まで | 1,586.66 | 134.92 |
| D表 | 100m ³ をこえ 200m ³ まで | 2,012.47 | 130.66 |
| E表 | 200m ³ をこえ 350m ³ まで | 3,401.54 | 123.72 |
| F表 | 350m ³ をこえ 500m ³ まで | 3,719.67 | 122.82 |
| G表 | 500m ³ をこえ 1,000m ³ まで | 6,772.48 | 116.71 |
| H表 | 1000 m ³ をこえる場合 | 7,088.63 | 116.40 |

※従量料金には、原料費調整額は含んでおりません。(原料費調整額を含む単価については、毎月HPの「お知らせ」にて掲載をしております。)

原料調整費

1 原料費調整額の算定

(1) 平均原料価格

1トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。

平均原料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$\alpha = 0.9476$

$\beta = 0.0569$

(2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1トン当たりの平均原料価格が 64,090 円を下回る場合

$$\begin{array}{lcl} \text{原 料 費} & = & (64,090 \text{ 円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1+\text{消費税率}) \\ \text{調整単価} & & \end{array}$$

ロ 1トン当たりの平均原料価格が 64,090 円を上回る場合

$$\begin{array}{lcl} \text{原 料 費} & = & (\text{平均原料価格} - 64,090 \text{ 円}) \times \frac{2 \text{ の基準単価}}{100} \times (1+\text{消費税率}) \\ \text{調整単価} & & \end{array}$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

(3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に応する原料費調整単価適用期間に算定されるガス料金に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に応する原料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします

| 平均原料価格算定期間 | 原料費調整単価適用期間 |
|---|---|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間 | 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間 |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間 | 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間 |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間 | 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間 |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間 | 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間 |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間 | 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間 |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間 | 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間 |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間 | 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間 |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間 | 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間 | 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日 (閏年となる場合は、2月29日)に属する料金算定期間 |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間 | 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間 |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 | 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間 |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) | 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間 |

(4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

| | |
|-------------------|------|
| 1 立方メートルにつき (税抜き) | 8銭1厘 |
|-------------------|------|

3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1(1)の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均LNG価格、1トン当たりの平均LPG価格および1(2)によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。